

# こども家庭庁 説明資料

令和5年11月30日

# こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の策定

## 趣旨

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針では、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要である。」ことを、今後のこども政策の基本理念としている。こども家庭庁では、この理念に基づき、こども・若者が安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を所掌するとともに、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を閣議決定し、これに基づいて強力に推進することとしている。

こども家庭審議会「こどもの居場所部会」において、昨年度実施した「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」（令和5年3月）を参考に、本指針の具体的事項の検討を行い、令和5年12月までの閣議決定を目指す。

## 概要

### ▶ こどもの居場所部会による検討・審議

こども・若者の居場所に知見を有する学識者、民間団体の代表等20人で構成。5月17日に第1回を開催。

### ▶ 関係団体等へのヒアリング

こども・若者の居場所づくりに関係する民間団体・地方公共団体等へ、ヒアリングを実施。

### ▶ こども・若者からの意見聴取

こども・若者に対して、「こども若者★いけんぷらす」を活用して、部会におけるヒアリングや、アンケートを実施し、居場所に対していただく感情やニーズについて、意見を聴取。

### ▶ 指針の作成

様々なニーズや特性を持つこども・若者が各々のニーズに応じた居場所が持てる社会の実現に向け、年内に「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を閣議決定し、こども・若者が安心して過ごすことができる場の整備を推進する。

## 構成

※敬称略、五十音順

青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター副センター長	菊池 真梨香	一般社団法人 Masterpiece 代表理事
安部 芳絵	工学院大学教育推進機構 教授	光真坊 浩史	一般社団法人 全国児童発達支援協議会 理事
荒木 裕美	NPO法人ベビースマイル石巻 代表理事 石巻市子どもセンター所長	関戸 博樹	特定非営利活動法人 日本冒険遊び場づくり協会 代表
今村 久美	認定特定NPO法人 カタリバ 代表理事	友川 礼	松山東雲女子大学人文科学部准教授
植木 信一	新潟県立大学人間生活学部 教授	成田 秀幸	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 診療部長
宇地原 栄斗	NPO 法人 Learning for All 子ども支援事業部エリアマネージャー	前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部 教授
大空 幸星	NPO 法人 あなたのいばしょ 理事長	水野 かおり	一般財団法人 児童健全育成推進財団 企画調査室参事
大竹 智	立正大学社会福祉学部 教授	水野 達朗	大阪府大東市教育委員会教育長
小川 杏子	特定非営利活動法人 パノラマ こども・学校連携事業統括責任者	山本 昌子	任意団体ACHA プロジェクト代表
菊地 英一	東京都調布市子ども生活部児童青少年課 課長	湯浅 誠	東京大学先端科学技術研究センター特任教授

## 目次

## 第1章 はじめに

1. 策定までの経緯
2. こどもの居場所づくりが求められる背景
3. こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来

## 第2章 こどもの居場所づくりに関する基本的事項

1. こどもの居場所とは
2. こどもの居場所の特徴
3. こどもの居場所づくりとは
4. 本指針の性質等

## 第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的視点

1. 視点の構成
2. 各視点に共通する事項
3. 「ふやす」 ～多様なこどもの居場所がつくられる～
4. 「つなぐ」 ～こどもが居場所につながる～
5. 「みがく」 ～こどもにとって、よりよい居場所になる～
6. 「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

## 第4章 こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割

## 第5章 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地方公共団体における推進体制
3. 施策の実施状況等の検証・評価
4. 指針の見直し

## こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

### 背景

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

#### 地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

#### 複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。

#### 価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、さまざまな地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

### 理念

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

### こどもの居場所づくり

#### こどもの居場所とは

- こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

#### こどもの居場所づくりとは

- 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進める必要がある。
- 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

### 本指針の性質

#### 対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

#### 対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所づくりに関する指針(答申素案)の概要②

## こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

### 各視点に共通する事項

#### ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

#### ② こどもの権利の擁護

ー こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

#### ③ 官民の連携・協働

ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

### こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

#### ふやす

#### ～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

#### つなぐ

#### ～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

#### みがく

#### ～こどもにとって、よりよい居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

#### ふりかえる

#### ～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

## こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

### 責務・役割

こどもの居場所づくりに関係する者の

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

#### 民間機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取り組みへの関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

#### 学校や企業の役割

**学校**は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

#### 地方自治体や国の役割

**市町村**は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

#### 国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。**
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

#### 地方自治体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。**とりわけ、**福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても自治体こども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

#### 施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。**また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所に関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。**
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目途に見直しを行う。**

### 推進体制等

## 1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「居場所づくりコーディネーター（仮称）」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

### (2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・ こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等



### (3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求める子どもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。

### (4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もいない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設 等

## 3 実施主体等

### (1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 5,458千円  
 1 特別区・中核市あたり 3,434千円  
 1 市町村あたり 1,948千円

### (2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】 1 指定都市あたり 4,133千円  
 1 特別区・中核市あたり 3,885千円  
 1 市町村あたり 2,130千円

### (3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり 15,200千円（3名以上配置の場合）  
 10,259千円（2名配置の場合）  
 5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

### (4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

# 拡充 こどもの生活・学習支援事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

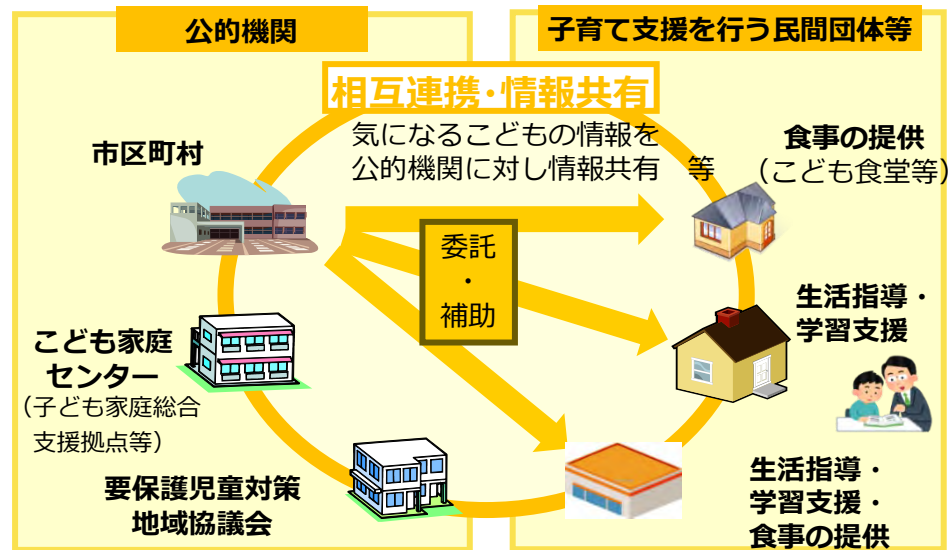
※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

## 2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。
  - ①基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
  - ②学習習慣の定着等の学習支援
  - ③食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

### 【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。  
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3）  
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6）

【補助単価】

### ○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

### ○食事の提供

1事業所当たり 3,500千円

### ○連携体制整備

1実施主体当たり 453千円



# 地域こどもの生活支援強化事業

令和5年度補正予算案：13億円

## 1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
  - 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
  - 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。
- ※ 令和5年度より「こどもの生活・学習支援事業」において実施している連携体制整備・食事の提供にかかる費用については、本事業において実施。

## 2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

### ○こどもの生活支援強化事業

（補助基準額：最大8,502千円）

ア 食事や体験（学習機会、遊び体験）の提供、子ども用品の提供（文房具や生理用品等）を行う事業

イ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせる実施

### ○要支援児童等支援強化事業【加算措置】

（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

### 福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・ 立ち上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・ 地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

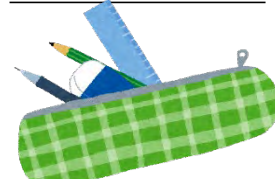
#### 食事の提供



#### 体験の提供



#### 子ども用品の提供



#### 発見

#### 連携

#### 市区町村



#### 子ども家庭センター

#### 学校・教育委員会



#### 学校・教育委員会

#### 地方自治体



#### 市・町・区役所



#### 支援が必要な子ども

要保護児童  
対策地域協  
議会

都道府県（後方支援または直接支援）

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

# ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業

令和5年度補正予算案：25億円

## 1. 事業の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

## 2. 事業の概要

### 【1】国⇒中間支援法人

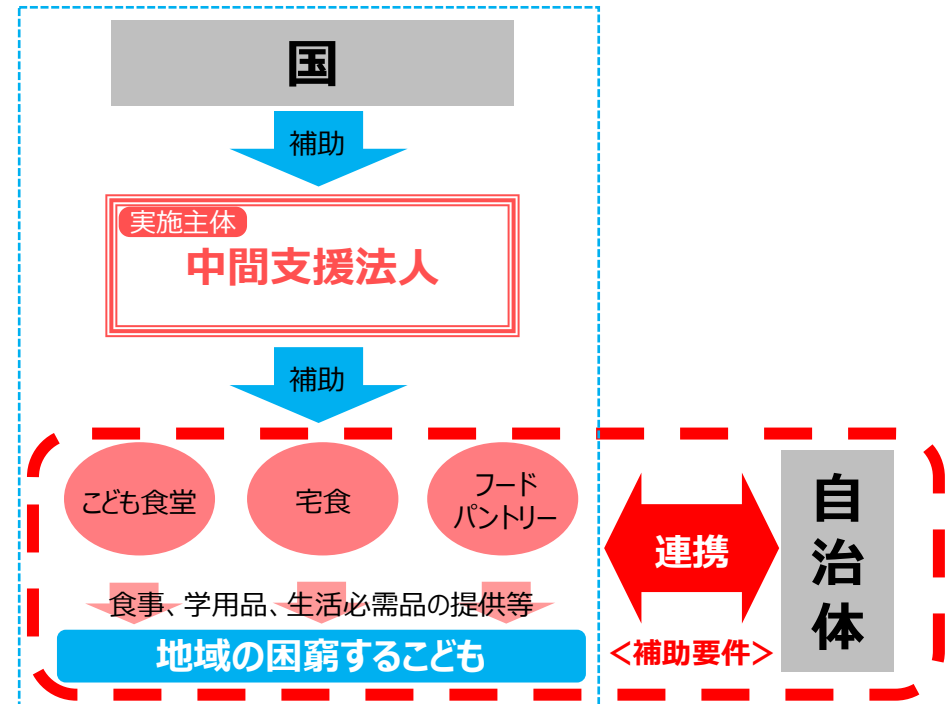
- 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

### 【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

### 【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親家庭等の子どもに食事の提供等を行う。



## 3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）